

平成26年第5回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年10月21日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	10月21日 午前10時00分		
	閉 会	10月21日 午後0時12分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	3	與那嶺 透	5	與 那 勝 治
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	島 袋 輝 也		

## 平成26年第5回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成26年10月21日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第32号	平成26年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	報告第10号	専決処分の報告について	報 告
5	意見書第5号	辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の 即事中止を求める意見書	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成26年第5回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 與那嶺 透議員及び5番 與那勝治議員を指名します。

日程第2.「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3.「議案第32号 平成26年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第32号

#### 平成26年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年10月21日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 平成26年度今帰仁村一般会計補正予算

平成26年度今帰仁村一般会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,921万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,267万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年10月21日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,003,617	1,259	2,004,876
	1 地方交付税	2,003,617	1,259	2,004,876
16 県支出金		1,352,557	14,356	1,366,913
	2 県補助金	1,157,402	14,356	1,171,758
19 繰入金		190,049	2,400	192,449
	1 繰入金	190,049	2,400	192,449
21 諸収入		215,176	1,200	216,376
	4 雑入	181,372	1,200	182,572
歳入合計		5,713,459	19,215	5,732,674

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,494,554	297	1,494,851
	1 社会福祉費	1,004,066	297	1,004,363
4 衛生費		325,211	1,800	327,011
	2 清掃費	185,412	1,800	187,212
6 農林水産業費		743,443	14,356	757,799
	1 農業費	714,475	14,356	728,831
10 教育費		728,364	2,762	731,126
	1 教育総務費	104,196	2,461	106,657
	3 中学校費	26,142	68	26,210
	4 幼稚園費	32,064	233	32,297
歳出合計		5,713,459	19,215	5,732,674

次ページは割愛いたしまして、6ページからお願いしたいと思います。歳入でございます。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の1節普通交付税の125万9,000円の増でございます。

次ページをお願いします。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金の1節農業費補助金が1,435万6,000円、新規就農一貫支援事業でございます。

次の8ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節繰入金240万円の増でござ

います。これは財産購入基金でございます。

続きまして9ページ、21款諸収入、4項雑入、4目雑入、2節雑入120万円の増でございます。これは野菜価格安定対策事業（県外出荷野菜）の負担金の返還でございます。

続きまして歳出、10ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節需用費29万7,000円の増でございます。コミセンの修繕費、浄化槽の修繕でございます。

続きまして11ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、11節需用費が180万円の増でございます。これはゴミ収集車の修繕費でございます。

続きまして12ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金1,435万6,000円の増でございます。新規就農一貫支援事業の分でございます。

続きまして13ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節公有財産購入費、学校用地購入でございます。古宇利小中学校跡地でございます。

続きまして14ページ、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料6万8,000円の増でございます。これは生徒職員内科等検診委託料と浄化槽の管理委託料の合計でございます。

続きまして15ページ、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、15節工事請負費23万3,000円の増でございます。これは園舎管理工事で天井剝落修理工事でございます。兼次幼稚園でございます。

以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから歳入、歳出の質疑を行います。歳入、歳出、それぞれ一括質疑いたします。では、歳入の質疑から行います。質疑はありませんか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時09分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時10分)

1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 7ページ、歳入、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,435万6,000円の新規就農一貫支援事業ですが、何名で、よければ誰がこの適用になったのかですね。これは前々から就農でありますけど、これはそのまま来年も続くのか、説明を求めます。

次に9ページ、歳入、21款諸収入、4項雑入、4目雑入ですね。野菜価格安定対策事業の負担金の返還120万円の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑にお答えいたします。

7ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の新規就農一貫支援事業についてでございますけれども、何名の方ということでございますが、2名でございます。あと、いつまで続くかということなんですけれども、事業計画によりますと、今回の新規就農一貫支援事業の認定を受けている方々につきましては、事業の目標年度が平成29年度までに175万円以上の農業所得を上げることが目標にあります。今後についても、この事業はあります。その方々の目標年度は平成29年までということなんです。毎年、同じ事業があるかということについては、また県の補助金指定の中で決まっていくことでもあります。

続きまして9ページ、21款諸収入、4項雑入、4目雑入の野菜価格安定対策事業（県外出荷野菜）の負担金の返還120万円についてでございますけれども、東京卸市場に送るスイカの12月から3月分に向けての野菜の安定的な生産者の所得確保のために支出している事業でありまして、本村の平成23年度から平成25年度までの基金の造成額が160万円ありまして、平成26年度からの予算的に各事業所の基金の出資額として40万円が予定されています。その160万円から40万円を引いた差額が今帰仁村への返還分という形で、沖縄県園芸農業振興基金協会のほうから返還されるということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 7ページですが、できたら誰々か、答弁できる範囲でいいですので。この事業は前々からある事業で、ぜひ、今帰仁村の若者が農業を始めるということでありますので、サポートをしながら多くの村民がこの制度を申請してもらうように、我々も努力しながらやるべきだと思っております。これは金額も大きいですので、若者が後を継いで農業を始めると、補助があったほうがいいというのがありますので、ぜひ地域にそういう方がおりましたら皆で声をかけながら、いい制度を利用しながら今帰仁の若者のサポート支援ができればなと思っております。これはまだまだ続くということですので皆で、議会、区長会等でもピーアールしながら、担い手育成のためにもいい制度でありますので、できましたら前々の件は大体、若者が取ったのは大体把握していますけれども、今回は2名ということですので、どうの方が適用したのか、説明を求めたいと思います。

これは野菜価格ということですが、次の9ページは。これはスイカだけに限定なのかなということで、別の野菜も今後は適用していくのかなと思っておりますので、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑にお答えします。

生産農家について、固有名詞については控えさせていただきます。生産者につきましてはですね、生産品目については、マンゴー農家お一人。それから、野菜ですね。ゴーヤーを中心とした栽培農家お一人の2人です。あと、9ページの雑入。野菜価格安定対策事業についての質疑でございますけれども、県外出荷を目的とした出荷でありまして、県、市町村、生産者、JAですね。JAで3分の1を負担している事業でありまして、スイカのほうがJAを通じて県外出荷されていますので、今、産地認定を受けているスイカのほうを、今帰仁村は適用されているという状況であります。品目につきましてはスイカですね。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかにありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳入について質疑をいたします。1番議員と重複いたしますけれども、歳入、9ページです。21款4項の雑入の野菜価格安定対策事業でございますけれども、これは野菜生産出荷安定法に基づいて実施している事業だというふうに認識をしておりますけれども、この事業概要ですが、もう少し掘り下げて説明を求めていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

9ページの野菜価格安定対策事業についての事業概要についてでございますけれども、野菜価格安定対

策事業につきましては、あらかじめ資金造成を行って、市場に出荷された野菜の価格が著しく低落した場合に、価格差額を補給金として生産者に安定的な経営をしていただくために給付する事業であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの答弁で理解をしておりますけれども、これは安定的経営を受益者のほうに図ってもらうということで理解しておりますけれども、これは品目がスイカということでもありますけれども、この事業によりますと指定野菜価格安定事業、そして契約野菜。あるいは特定野菜など産地育成、さまざまな分野があると思うんですけれども、このスイカはどのような分野に入っているのか。その他、該当するものはないのか。1番議員と重複しますが、再度、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

このスイカにつきましては、県のほうで対象品目として定めております県外出荷野菜7品目の中の1つでございます。スイカのほかににつきましては、サヤインゲン、トウガン、サトイモ、スイートコーン、ゴーヤ、カボチャなどが指定されております。その中のスイカが本村としては認定されているということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかにございせんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 今帰仁村はスイカだけじゃなくて、ほかにもあると聞いたんですけれども、スイカだけですか。私らのところには、ほかにもマンゴーとかドラゴンフルーツとか、ゴーヤも全部入っているという情報が入っています。ただ、今帰仁はスイカを指定しているということですか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 この事業はですね、重要野菜価格安定対策事業として県と、先ほども申し上げましたJAを通じて、市町村で3分の1を負担しまして、基金としてもし価格が下がった場合に、その差額分については補給する制度でございまして、県が定めた7品目でスイカ、サヤインゲン、トウガン、サトイモ、スイートコーン、ゴーヤ、カボチャの中の本村としましてはスイカが該当したということで、スイカについてやっています。スイカにつきましても12月から3月の出荷のものが対象でございます。本土への出荷のもの、県外出荷のものが対象品目となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 本土出荷と言いますが、ゴーヤもマンゴーも県外出荷をやっているんですよ。暴落しないために、これに補助をあげて本土に出荷するということが指定されたと思うんですよ。だから、今帰仁村はスイカだけですか、それともほかにもあるんじゃないかと。スイカだけじゃないと思うんですよ。本当にスイカだけですか、ゴーヤもマンゴーも全部入っていると思いますけれども、県外出荷をやっているのは。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 この事業の趣旨としましてですね、事業の対象となる野菜が県のほうで定め

られております。その中の7品目が県外出荷としてなされておりますので、その7品目のうちのスイカが本村で該当しております。その中の12月から3月出し分についてですね、県外出荷をやっておりますので、その分についての基金から補償をする制度で、適用されているということです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 今帰仁はスイカだけと言いますが、もう一度県と調整してやってください。私らの情報では、マンゴーもゴーヤも、ドラゴンフルーツも、いろいろな今帰仁の特産品は入っているということなんです、情報では。だから、もう一度、県と調整してってください。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 県のほうと調整して、またほかの品目についても調整してくださいということなんですけれども、再三申し上げておりますとおり、重要野菜価格対策事業としましては、県と市町村、生産者。生産者はJAが代表となっておりますけれども、から出資して公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金のほうに基金を預けまして、もし差額が出た場合、野菜の価格が著しく低落した場合に、価格差普及金を交付する制度です。これは対象出荷団体としましてはJAが認定されておりますので、JAを通じた出荷ですね。さっきの県が指定した7品目について現在行っているということです。それが今帰仁本村ではスイカということです。議員の指摘がありました内容について、県にも相談して、もっと広げられないかとか、いろいろ相談を今後していく必要があるかなと思いますので、今後検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかにございませんか。これで歳入についての質疑を終わります。続いて、歳出について質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳出ですが、11ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、11節需用費ですね。180万円。修繕費、ゴミ収集車修繕とありますが、これは1台の修繕なのかですね、詳しく説明を求めます。

次、13ページ。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節公有財産購入費。学校用地購入、古宇利小中学校跡地246万300円の説明と15ページ、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、15節工事請負費ですね。23万2,200円、天井剝落修理工事兼次幼稚園とありますが、どういうふうに壊れたのかですね、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

4款2項1目、11節需用費のゴミ収集車修繕費になりますが、ただいま本村で3地区に分かれてゴミの収集を行っております。そのうちの西地区2号車の修繕費でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

13ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の17節公有財産購入費。学校用地購入、古宇利小中学校跡地の購入費の246万300円でございますが、古宇利小中学校跡地に残ります個人用地、1筆の用地の購入費を計画しております。面積は177平方メートル、坪で言いますと53.5坪分になります。

続いて15ページ、同じく10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費のうちの15節工事請負費。兼次幼稚園の天井剥落修理工事とありますが、老朽化に伴ってスラブ部分の鉄筋かぶりの薄い場所が鉄筋の膨張によりまして亀裂が生じております。厚みで約1センチから2センチぐらいの薄い剥がれがありまして、老朽化に伴って点検してきておりますけれども、今回、その剥落が天井裏に残っているのが見受けられましたので、その亀裂が残っている部分をそぎ落として鉄筋のさびどめを行う工事の計画をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体わかりました。1点ほど再度質疑したいと思います。13ページです。学校用地購入、古宇利小中学校です。いろいろ中に個人有地があって、跡地利用に支障を来していたという感じがありますが、今後は土地の取得がなされて、跡地利用が進んで行く計画だと思っております。今後、来年度になるのか、今年度いっぱい跡地利用の選定委員会も立ち上げていくのか、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

跡利用の審議に関しては、総務課が所管していますので私のほうからお答えします。この跡利用審議会は、もう立ち上げてございます。7月18日に立ち上げております。主なメンバーとしましては、地元古宇利のほうからお二人、また外部の学識経験者ということで、沖大の先生、また名桜大の先生。また、農業委員の代表、あと観光協会の理事等々を委員として委嘱して、役場からは副村長、教育長を入れまして、審議会は発足しております。その中で進め方等は1回目は議論して、現場踏査もしております。その中で、今後、進め方をどうするかということで、実は10月31日に2回目を予定しています。ちょっと前後しますが、9月25日でしたか、その審議会の中でも「住民に対するアンケート調査もしたらどうか」という話がありましたので、9月25日に名桜大学の先生と、また学生を含めて、そのアンケートのとり方とか、そういうものも議論しております。そういうような状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 総務課長の説明で、土地利用がちょっと見えてきたなと思っております。その跡地利用についてはですね、前々から今帰仁中、兼次中の跡地利用が切り貸し云々で進まないということで、湧川小中学校については一括ということで、応募をやった経緯がございますけれども、その中において、学校跡地については無償で今帰仁中、兼次中それから湧川小中もということでありますけれども、今後もその形になっていくのか、一括で貸し付けをするのか。また、前のように兼次中、今帰仁中のように切り貸しの形なのか、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

これは、この審議会の中での議論になろうかと思っておりますけれども、今までの湧川のあり方、兼次、旧今帰仁中学校のあり方等々については、その審議会の中で議論をして、どれがベストなのか。またベターなのかということは、またその中で答申が出るかと思っております。私、事務局側としましては、そういう情報を

提供しながらですね、また先生方が2人いますので、先進的な事例もこの審議会の中で議論を諮りながら、よりよい方向を目指して答申が得られるものと思います。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいま1番議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** それでは質疑をしていきたいと思います。学校敷地においては無償ということですね。今帰仁村議会で全会一致で過去に取り決めがやられております。これは償還金云々の件でありまして、いつまでもそういうことはできないと思っていますので、時期を見ながらですね、ゆくゆくは賃貸料も取っていく方法も模索すべきだと思っています。前に議会で決めたから、何十年もそれで続くということはいけないと思っていますので、将来的には、いろいろ別の地域も村有地貸与をやっておりますので、今現在は学校の跡地利用という件で、学校関係においては無償とされましたけど、今後については時期を見ながら、別の村有地のことも勘案しながら今後はやっていくべきだと。すぐにではないけれども、思っておりますので、その件についてどうお考えなのか、説明を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 小那覇安隆総務課長。

○ **総務課長 小那覇安隆君** ただいまのご質疑にお答えします。

跡利用審議会が今発足して、議論がなされている途中でございまして、今の意見は拝聴しておきたいと思います。また、私どもの事務局のほうで、それに対して意見を述べてしまうと、情報としては上げますけれども、またその審議に余談を残してはいけませんので、そういう意見があったということで、審議会の中で諮られるものと思います。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ございませんか。10番久田浩也議員。

○ **10番 久田浩也君** 歳出について質疑いたします。11ページ、4款2項1目11節、修繕費。ゴミ収集車修繕180万円が計上されております。特に収集業務ですか、ゴミの。これは非常に外部委託が最も進んでいる行政分野があるというふうに認識をしているところでございます。非常にこれは民間手法を取り入れて、財政の効率化を図るという意味で、この外部委託によるコストの削減効果。それを更なる促進要因をどう行政として捉えているのか、その点を質疑したいと思います。

めぐりまして13ページ。10款1項2目17節公有財産購入費。学校用地購入でありますけれども、説明によりますと、先ほど個人有地4筆の中の1筆を購入すると。53坪を購入するということでもありますけれども、これが学校用地としては、これは地目に値するのか。畑とか、いろいろ地目がございましてね。学校用地として、これは地目として私は捉えて解釈をしているところでございますけれども、これは地目が学校用地になりますと、文科省管轄の学校教育法というのが存在しているかと思います。それに基づいて法律によると、これは校舎、附属施設の敷地及び運動場、これは全て学校用地と見なすということでもありますけれども、その点ですね、学校教育法にこれまでずっと個人有地として閉校に至るまで使用して、それは何ら学校教育法上問題がなかったのか。これは恐らく、学校教育法が制定されたのが昭和22年ぐらいに制定されていますけれども、本来であれば、速やかにこれは用地取得に行政としては取り組まなければいけない問題ではなかったのかなというふうに思っております。というのもですね、これは平成17年、念願でありました古宇利大橋が開通されました。当然、土地の高騰というのは見込まれているというふうに私は

理解しているところです。これまでですね、長年、放置していたら、これは学校教育法上、少しいかなものかなというふうに私は感じているところがございますので、その点ですね、明確に答弁を求めていますと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

ゴミ収集業務につきましては、これまでどおり外部委託による民間の手法を取り入れた委託業務となっております。これまでにつきましては、単年度契約という形で作業を行っておりますが、より安定した業務が図れるよう、今年度、4月につきましては3年間の業務委託契約という形で車両整備含めた形の長期期間の業務委託を結ぶことで、業務の効率化が図れるかと思えます。民間の力を非常に頼った形の行政業務の委託になりますけれども、本村としての財政体力からも含めて、より効率的な業務委託が見込まれるということで、今後につきましては更なる長期委託、5年間とかですね、そういう形の長期委託も視野に入れながら、今後、検討を図っていきたくと考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

古宇利小学校、前は中学校もございましたが、小学校跡地に残ります個人名義といいますか、4筆のうちの1筆の今回の購入計画でございますが、今まで問題がなかったのかということで申し上げますと、ちょっと情報的な問題でもあるんですが、昭和40年ごろの学校沿革史を見ますと、昭和40年ごろ、1965年前後にですね、ほかの用地の購入の跡が見られます。それと同じくして、学校用地の増設ということで沿革史の中に出てくるんですが、その中では、どこどこが広がったとか、何平米広がったとかという確認はできていません。ただ、そういう資料からすると、約49年、50年ぐらい前から、そういうふうな使われ方をしていると思われまます。用地を提供していただいた方々には、もちろん古宇利の子供たちの教育環境を整備するという、子供たちを育てる意味からですね、そういう提供がなされてきたのかなというふうに考えられます。実際、今回予定されている購入予定地の所有者なんですが、以前は旦那さん名義になっていまして、ちょっと戸籍までは調べてなくて、いつごろ亡くなったのか確認はとれてないんですが、所有権保存で相続に基づく所有権保存ができていたのが平成25年6月7日付になっております。つい最近、やっと相続ができて名義人が固まって、教育委員会のほうからアプローチをかけてですね、所有者とお話をする事ができたという状況にあります。そのほかにも、そういう全て相続に関係していまして、それ以外に所有権者の確認といいますか、相続登記がなされたのは、あと1件でございまして、あと2件はまだ相続がされていない状況にあります。そういう財産の問題でございまして、難しい面がありまして、所有者が確定し次第、村としては、もちろん学校が運営されているときに購入すれば一番よろしいんですけど、今はもう学校が廃止になっておりますので、それでも今まで提供されてきた用地については、跡利用の観点からも村として買い上げをしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時49分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 先ほどのゴミ収集車に係る件でございますけれども、今後とも外部委託をして財政の効率化を図っていくということでございますけれども、これは特殊車両で、大変これは修繕費がかさむということは、私も重々承知しているところなんですけれども、これは180万円。大変高額、修繕費としてはですね。3台のうちの1台ということで認識をしておりますけれども、これは修繕費のガイドライン。例えばですよ、どこまで委託者がもって、どこからこれを村がもつというような、このガイドラインは設けているのかどうか。その点の答弁を求めたいと思います。

それと、先ほど古宇利小中学校の跡地について、2件がまだ相続登記ができていない状況の中で、非常にハードルが高いということでございますが、これはですね、答弁でもありましたけれども、もう少し早目早目に教育法に基づいてですね、適正・的確にこれは用地取得の運用を図るべきではなかったのかなというふうに思っております。現場踏査も議会で行きましたけれども、これは正門のちょうど正面に位置しています。これまで本当にトラブルがなかったのかですね、私は不思議なぐらいで。もしこれがですよ、売買に転じた場合、その対処は更に困難を極めるような案件だったのではないかなというふうに思っております。その点ですね、やはり行政のほうからでも、これは速やかに対処しておけば、当然、これは跡地の、今、古宇利では坪8万円、あるいは10万円とも言われている中ですね、財政はかなり痛い出費になるという認識をしているところでありまして、更にまた教育をつかさどる現場でですね、そういう個人有地の中でこれまで教育をしてきたというのを鑑みると、今後、しっかりこれは対処していただいて、早目にこれはクリアできるような案件にしていてもらいたいなど。非常にこれは跡地利用に関しても非常に大きく影響するというふうに理解をしているところでございますので、その点ですね。今後どのような方向性をもって臨んでいくのか、その点ですね、明確な答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

特殊車両であるゴミ収集車、塵芥車の整備費用のガイドラインにつきましてお答えします。今回、4月に3年間の長期契約として塵芥車の委託を契約いたしました。その際に、車両についての維持管理費についてもですね、積算に加えておりまして、もちろん人件費ほか法定福利費、あと作業員の被服費など、全てに関する予算を計上しておりましたけれども、修繕費に関しましては、これまで各5カ年間の修繕費の平均値を出して、1年に係る修繕費の金額を約70万円程度という形ではじき出しております。それに加え、定期点検の加算分、その中には車検代も含まれておりますが、ただ、使用者、受託者による大きな過失がない場合の多額な修繕費に関しましては、契約書の中でも協議を必要とすると。疑義の生じた事故に関しましては、お互い協議をすることになっています。今回の修繕に関しましては、パッカー車部分、ちりを詰め込む部分の修繕になりまして、それが3トン詰めるんですが、その3トンが大幅に減りまして、詰め込みの上限がかなり低い量になっているというところでした。原因に関しましては、そのパッカー車部分の内部のさびによるセンサーの不具合、ゲートの不具合によるものでしたので、協議のもと、そういう特殊な修繕が必要な場合にはですね、協議をして行政のほうで修繕費を持つというところで、基本的なガイドラインに関しては、先にお話ししました上限を大幅に超えない範囲でありましたら、その委託料の中でお支払いをしていただくという形になっています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

学校用地に残ります個人名義の土地と相続が発生している土地につきましては、相続権者の確認をしております。その中で鑑定評価額を計算する前だったんですが、鑑定を入れても、その用地買上をする際には、その相続に係る費用は十分補いますよということで、地権者とといいますか相続権者に当たる方には申し送りをしておりまして、親戚がそろう際に、そういう話をしてくれということで、相続を促すような交渉をしております。まだ、ほかの2件については、それができていない状況もあるんですが、また時期を見計らって、そういう話を進めていきながら、できるだけ早目に相続登記ができて確定されて、地権者が確定されれば契約をする方向で調整を進めていきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 再度質疑をしていきたいと思えます。パッカー車の件に関しては、修繕費の5年のアベレージをとって70万円をガイドラインとしているということでしたけれども、やはりこれは特殊車両ですから、管理の指導徹底をしっかりとやっていてもらいたいなというふうに要望をしておきたいと思えます。

そして、ごみ問題に関しては、本当にこれは村の財政状況を鑑みてもですね、これは非常に行革認識を高めていかなければならない案件と、ごみに関してはですね。そこで今後、この村民の意識高揚を村長としてどういうふうに方向性を見出していくのか、村長の見解ですね。それをしっかりお聞きしたいと思います。

それと、この跡地交渉中の用地買収、聞くところによりますと、かなりハードルが高いなという認識を持っているところがございます。それがクリアしなければ、この跡地利用も進まないものと。当然、これは比例してくるというふうに私は認識しておりますけれども、相続ができなければ、これはもう取得に至らないということでもありますけれども、あと2筆ですか、2筆がまだ相続ができていないという中で、この用地取得に今後とも取り組んで行く所存なのか、あるいはですね、いろいろな取得のものには等価交換等、いろいろ見据えてですね、そういうことにこうして進めていくのか。その辺ですね、答弁をいただきたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

ごみ問題に対しての村長の認識でございますが、今現在ですね、各字で、ごみ問題に対しての説明会を持っている状況があります。その中で、本部町・今帰仁村で一部事務組合を、清掃組合の運営をしていますが、平成14年には1億2,000万円の村の負担金がありました。それが現在ですね、平成25年度につきましては1億9,000万円以上の村の持ち出しがございます。そういう中でですね、ごみは県全体としてはごみは減ってきているんですけど、今帰仁村はふえてきているんですよ。だから、そういう意味では、やっぱりごみの減量化を図る。この意識をどう高めていくかという中で、今現在、各字での説明会の中ではですね、ごみの減量化、それについては、やっぱり有料化をお願いしたいということで説明をしております。その中でですね、ごみの焼却炉、そして最終処分場を含め相当の老朽化があって、これを改善して

ですね、ものすごい投資がされております。そのまま延命化を図るためにはですね、やっぱりごみの減量化を図る必要があるということです。それは、どうしても村民の理解とご協力がなければできませんので、今後ともこのごみ問題につきましては、各字での説明会を持って村民の理解を得ながら、ごみの有料化に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの質疑にお答えします。

学校用地に残ります所有ができていない、相続の確定していない物件につきましては、等価交換というお話もあったんですが、等価交換するにしても、交換をすべき相手が確定されませんので、そこは無理なのかなという思いがあります。まず、地元ですね、地権者といいますか、相続権を持っていらっしゃる方がいるので、まずはこの方々の中ですね、そういう早目にその相続の話し合いをしていただくようお願いをするしかないのかなと、今の段階ではそのように考えていまして、それを1回やっておちやるのではなくて、定期的にそういうお話し合いを持つ形でですね、交渉を進めていきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 11ページのパッカー車の問題ですね、修理で180万円。今、社協のものも集めていますよね。社協がビンとかを委託しているのもやっているでしょう。調べてみてください。

それと13ページ、古宇利小中学校跡地の件です。やっぱり学校をつくるときには、当時の地主はほとんどいたと思うんですよ。僕の考えですよ、これは登記しなかったんじゃないかなと思うんですけど、村が金を払ってですね、そうしたら地主は絶対にオーケーしないと思うんですよ。当時、学校の教室をつくる時に登記しなかったんじゃないかと思うんですよ。地元の地主とですね。購入はして登記をしなかったんじゃないかということは、地主がオーケーするかということなんですよ。ただでつくりなさいと。そう思わないですか。私は、そういうことを聞いているんですけど。

15ページの幼稚園の天井の剝落工事23万2,000円ですよ。この天井はですね、でこぼこなんですよ。外の軒は剝げ落ちて、中はクロス張りでやられているけど、でこぼこなんですよ。でこぼこということは、梁が落ちているということが考えられるわけですね。この23万円で本当に間に合うのか。天井の中に入って調べましたか。私が見ては絶対これは23万円ではおさまらないと。写真も撮ってきたんですけど、それで、本当にこの23万円で幼稚園が修繕できるかということなんですね。コンクリートを割って、さび止めをしてモルタルで直すまでですね。私からすると、中に入って天井を見たらですね、本当にでこぼこなんですよ。あれ、この予算で本当にできるかなと、非常に、疑問を感じるわけですね。そして、1階はクロス張りをしているところから落ちて、ちょうど子供たちがほかのところでは遊んでいるときにコンクリートが下に落ちているわけですね。幼稚園の先生に聞いてみたら。それぐらいですから、もっと中を調べてですね、これぐらいでできるか確かめたのかということです。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

ビン、ガラス、古紙など、資源ごみについての社協の収集業務についてのお話だったかと思いますが、

それについては、以前は村の役場の方と契約をして資源ごみの回収を委託しておりましたが、数年ほど前から、その古紙、ビン、ガラスなどの資源ごみも含めまして、現在の委託業者に回収車の無償貸与を行い回収している状況です。現在のところ社協がその資源ごみの回収をしているかどうかは、こちらとしてはまだ、今は把握はしておりません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

13ページ、10款1項2目、学校用地購入にかかわる件でございますが、用地の取得代金は支払って登記はされていないのではないのかというご質問なんです。教育委員会で確認している中では、そういう土地の取得にかかわるお金のやり取りとか、そういう領収書関係を確認することができませんでした。その当時と思われる昭和40年ごろ、戦後に隣の土地、当該物件ではないんですが、その近辺の学校用地になっている部分の契約書及び登記済証が確認されておりますけど、今、残っているその4筆に対しては、そういったものの記載がないという状況ですね。そこは推測になってしまうんですが、やっぱり子供たちの教育のために提供してくださったのかなとの思いがありまして、まずは教育委員会としては、今まで提供された土地、関係者に対してお礼を申し上げて、それから相続をお願いしているところであります。

続いて15ページの10款4項1目、兼次幼稚園の天井剝落修理工事なんです。幼稚園教諭のほうから、何か天井のほうで音がしたということで連絡がありまして、確認に行きました。私が直接その音がしたところと隣の部屋ですね、全ての天井のほうには点検口というんですかね、四、五十センチ四方の穴があるんですが、そこから出入りできます。電灯を持って私が入って確認をしました。確かにその音のしたところに剝がれ落ちたコンクリートの塊がありまして、それはその場で取り除いて見たときに、残っている天井部分にも鉄筋の跡に、同じく薄く剝がれていて、かろうじて上にくっついているという状況がありましたので、そこを業者のほうに剝がれそうな部分を取り除いてもらおうと。その取り除いた後の鉄筋部分については、さびを落とした後にさび止めを塗ってもらうということで工事を予定しています。スラブ全体を一旦落として、ふきかえるということではなくて、そういう対応を考えております。兼次幼稚園がそういう状況がありましたので、今帰仁幼稚園、天底幼稚園も同じくして同じ日に点検に回りまして確認しております。天底幼稚園については平成25年度、今帰仁幼稚園は平成24年度に同じような工事をしております。それぞれの園舎ですが、建築年が古いものですから、定期的にその点検を行っているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 11ページのパッカー車の件ですが、あれは今、ほとんど整備はやっていないと思うんですよ。仕事が終わって帰ってきたら。そして、彼なんかやっているのを見たことはありますか。広っぱで詰めるだけ詰めているんですよ。ほかの車で集めてきてですね。パッカー車に詰め込めるだけ詰め込んで、ほかの1トン半と軽と、詰めるだけ詰めているんですよ。壊れないのがおかしいんですよ、はっきり言って。整備はしないし、ただ使えばいいという考えを持っているから。だから、ああいうのはグリスアップも全部しないと。やっぱり自分の財産と思ってオイル交換とか全部いろいろなこともやるようにしないと壊れるんですよ。大きな修繕が要りますよ。だから、少しずつ運べばいいのに、1回で入れ

て運ぼうとするから、大きな修繕を必要とするわけですね。そういう面で改善すべき点は改善させてやらないと、あとは大きな事故にもかかわると思いますよ。何カ所かで、広っぱで詰め込んで、それで壊れないのはおかしいです。壊れて当たり前です。今後これは受託者として、グリスアップとかいろいろメンテナンスは自分でやるぐらい、ちょっと上げてもいいさ、予算をですね。それぐらいの気持ちでやらないと、パッカー車が幾らあっても、大きな修繕費が出ると思うんですよ。ちょっとした整備をすれば何も出ないのに、整備もしないで、ただ使えるだけ使ってほったらかすんだったら、修理は出ます。どんな機械でも。そういうことで今後は徹底して、予算をちょっと上げてもいいですから、こういうことまでできるかですね。答弁を求めます。

そして、13ページの古宇利の件ですけど、用地の件ですね。今時分になって、また用地を買いなさいと。用地を買うわけでしょう、村が。何件かは。これは1件になっているけど、あとほかにまだあるわけでしょう。だから、先ほどの課長の答弁には当たらないと思うんですよ。昔は子供のためには寄附したかもしれないけれども、現在はまた村が買おうとしているわけでしょう。当時としては、僕らから考えてみると、建物をつくるんだから、村は買ったと思うんですよ。恐らく登記はしなかったんじゃないかなと、村当局は。そうしか思えないですよ。人の土地に教育現場の建物をつくるとういときには、恐らくただでくれとか、それは言えないと思うんですよ。やっぱり買うか登記を忘れたんじゃないかなということしか考えられないわけです。それをもう1回答弁求めます。

そして、幼稚園の天井の件、あれは割れて下まで落ちているんですよ、床まで。替えているのわかるでしょう、白くして新品の石こうボードが。つくった時期のと、新しく2つぐらいがきれいになったんですよ。それで今、奥側はもうでこぼこなんですよ。真っすぐじゃないですよ。左側の天井、ゆがんでいきますよね。真っすぐじゃないと思いますよ、見たら。写真もちゃんと撮ってきたんですけど、写真トウヤーがうまくてですね、きれいに撮ってなくて、持ってきてないんですけど、あれは真っすぐじゃないですよ。だから、剥がれ落ちて下がっているんじゃないかという気がするわけです。だから、本当にこの予算でできるか。そして、もしかしたら雨がもった場合は屋根の防水加工までやるべきじゃないかなという気がするんですよ。それに対して、本当にこの予算でできるかできないか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

パッカー車の整備の強化についてのお話ということであります。実は、パッカー車につきましては、現在、冒頭でお話ししましたけれども、3トンのごみが収集できるというところであります。実はこの3トンというごみの量なんですけれども、内部にセンサーがついておりまして、普通は3トンを満たした場合には、そのセンサーが反応してですね、ゲートがこれ以上押し込めないよう状況のつくりということ聞いております。したがって、量に関しましては3トン。若干の差はあるかと思っておりますけれども、3トンをめどにですね、機械によって制限がかかると考えられておりまして、もし、それ以上の超過した部分を乗せますと、無理をして故障につながるというのはごもっともと思っています。これにつきましては、清掃組合に搬入する際にですね、計量がございますので、それにつきましては定期的に確認をしてですね、この積載量がかなりの量でオーバーしているようでしたら、こちらのほうからも注意をしてですね、適正

な機械の使用については指導をやってまいりたいと思います。あと、この維持管理費につきましては、エンジンオイル、グリース、バッテリー、タイヤなど、基本的なそういうものも積算いたしまして委託契約という形で行っております。それは、つい先ほどお話ししました75万円の費用が平均値として出るということです。これはあくまでも平均値ですので、毎年75万円出るということではなくてですね、したがって契約の中に含まれておりますので、大切に使うことで、受託者に関しては経費の削減ができるということも踏まえまして、契約の際にはその指導もしております。また、法定点検で6カ月点検、1年点検とありますので、専門的な立場からメンテナンス、修理業者から指摘などもございますので、これに関しては十分整備の漏れなく行き届いているのではないかと。ただし、日常のメンテナンスについてはですね、こちらからも指示・指導をして、またその認識のもと業務に当たっていると思っております。この辺も含めまして、こういったご指摘、気になる面がありましたら、常時、お互いに連携をとりながら対応していきたいというところで考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 13ページの学校用地購入の件でございますが、古宇利小学校としては122年の歴史を平成25年3月末日をもって廃止されております。今、子供たちは古宇利から天底小学校のほうに通学しておりますが、その跡地利用の今後の計画を考えた際に、学校は既に廃止されておりますので、跡地利用の観点からもですね、村のほうで買い上げをして、用地を確保した上で次の計画に結びつきたいというふうに考えているところです。残りの土地についても、こちらのほうからアプローチをして、相続を確定させてもらって契約をしていきたいというふうに考えております。先ほども説明しましたけれども、その近辺の、その倒壊物件の土地の周辺の学校用地については、以前にそういう契約がなされ、契約はドル時代の話なんですけど、そういう資料も残っておりますので、その4筆だけが登記が漏れたというのは、少し考えにくいのかなというふうに思います。その後、相続のこともあったかと思うんですが、このドル時代の記録では、結構、安い値段で提供されておりますので、やはり子供たちの教育環境に対する理解があって、そういう土地として提供されたというふうに教育委員会としては理解しております。

続いて15ページの園舎についてでございますが、兼次幼稚園は以前にも同様な修繕工事を行っているというふうに聞いております。それが七、八年前だということなんですけど、ちょっと資料が確認できなくて、どの規模でどの程度だったのかというのまではちょっと説明できないんですが、私が入って見たときには、既に以前のさびを落とされて、さび止めを塗られている箇所を数カ所確認しております。その際に、施工しておりますので、その工事をするために、ある程度、剥しとって、工事をするために人が出入りしたために、そういうふうに剥ぎとって、新しいものを、1回剥したら、たしか合わせにくいといいますが、すぐぼろぼろと割れてしまうタイプの天井材ですので、そういったために新しいものがところどころにあるのかなというふうな思いがあります。屋根の修繕の工法なんですけど、今、予定しているものは、その落ちそうな亀裂ですね。鉄筋の膨張によって落ちそうになっているひび割れがあるところをはつり落して、鉄筋のさびを塗るという施工で52カ所を予定しております。兼次幼稚園の園舎の中で52カ所を予定しております。現在のところ、それで対応して今後点検をしながらですね、次の修繕が必要になればまた予算を計上して対応したいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時28分)

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 当面、点検ができないから防水加工をしたらどうですかと。防水加工しておれば、もう安全ですから。ということなんです。だから、本当にこの予算で、鉄筋は1回ひび割れをしたら、確実にもうあれが来るわけですね。ひび割れのところから、ちょんちょんと漏ってですね。結局、フロアに、屋根に落ちて、こっちからまたさびして、またこれのくり返しになるわけですよ。こまめなサービスは、行政では恐らく難しいはずですから、こういうことも考えたほうがいいんじゃないかなということで、防水加工もしたらどうですかと聞いているんです。1回さび止めをやって、またほかのところがあるわけですね。二重の鉄筋が入っているはずだから、薄めのところは確実にひび割れが入ってくるんですね。10年、20年すれば。今、打ちっぱなしの家なんかもひび割れが入ったら、もうおしまいですよ。こっちから必ず水漏れして、お家は防水加工をしないとだめなんです。これぐらいですから、早目にやったほうが、1回やれば、また何十年ともちますから。こういうためにも、これは必要じゃないかと聞いているんです。どうですか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

15ページの園舎の工事につきましては、今回、23万2,200円を予算計上しておりますけど、その工事内容は先ほど申したとおり、落ちそうな部分のはつりとさび止め、52カ所を予定してまして、天井部分や屋上部分の防水塗料の工事費は手当しておりません。先ほどの答弁の中でもですね、確認と点検を行いながら対応したいということと、その防水塗料の方法ですね。それを少し建築関係の専門の方に意見を聞いて、そういった対応が必要なのかどうかというのも検討した上で、もし必要ということがわかればですね、確認がとれればまた予算計上をお願いしたいというふうに考えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ございませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 12ページのほうの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金なんですけど、新規就農一貫支援事業ということでもありますけれども、これは作物については、例えばゴーヤとかスイカとか、あるいはマンゴーとかですね、そういう限定があるのかどうか。例えば、さとうきびとかほかの作物でも大丈夫なのかですね。そのほうについて確認をしたいと思います。それから、これは1,435万6,000円が国県支出金ということになっておりますけど、村の一般財源はございませんけど、これは国県の支出金でやって、村の負担はないということによろしいのかですね。それと、農家負担の割合、パーセントですね、それが何パーセントなのか。それと、これは一括交付金で行う事業なのかですね。そのあたりの答弁を求めます。

それから、15ページの幼稚園管理費。園舎管理工事、天井剝落修理工事でございますけど、このほうに先ほど質疑がありましたけど、これの予算が23万2,200円と見たとき、すぐに少ないなど。大変安全に関する工事なのに少ないなどというのが第一印象でありましたけど、先ほどもありましたけど、これについてですね、ぜひこれを、先ほど課長からもありましたけど、再度確認をして、これを修理が全体的にですね、

今、目に見えてすぐのところもそうですけど、専門家も交えて、それをきちんと確認した上で、もっと大きな規模の修理が必要であるのかどうか、修繕が必要であるのかどうかですね、そのあたりをやっていく考えがあるのか、それと、村長もそれに同席して調査していく考えをお持ちなのか、それをお聞きしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 12ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の中の新規就農一貫支援事業についてのご質疑にお答えします。

まず、この事業について、作物等の限定はないのかということをございますけれども、沖縄県における農村の農業というのは情勢が厳しいものがありまして、新規の農業就業者の育成を図るために、就農初期投資支援、新規就農者に就業に当たっての農業機械とか施設等及び農産物加工施設等の整備を支援するという事業でございます。作物等については限定はございません。今回の事業につきましては、2農家でマンゴー農家と野菜農家のハウスの事業ということになっております。県の国県支出金で1,435万6,000円、一般財源はないんですがということではありますが、事業主体は個人ということになりまして、県からの補助金を、そのまま個人が発注して、その実績に基づいて村から、県の補助は1,000万円以内で80%でありますので、事業の実績に基づいて、その80%の予算の範囲内で80%。個人負担は20%という形で助成する事業でございます。この事業につきましては一括交付金ではございません。沖縄県新規就農一貫支援事業の中での事業でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただまのご質疑にお答えします。

15ページ、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費の園舎の剝落修理工事につきましては、現在、専門業者のほうから見積りをいただいて予算計上させていただいておりますが、その中には危険度といえますか、落ちそうになっている部分を早急に撤去してさび止めを塗るとい、緊急的なものを予算計上しております。今後としましてはですね、その業者との打ち合わせもしてはいるんですが、その工事をすればしばらくは大丈夫だと。二、三年はということなんですが、それはある程度見込めると。その2カ年のうち、毎年のように点検したほうがいいでしょうねという話から、教育委員会としてはこまめに点検するしかないのかなと考えております。その大がかりな大規模な工事が必要かどうかというのは、また専門的な調査といえますか、それが必要になってきますので、それを検討して、今後の対応を考えていきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 作目については限定がないということをございますけど、80%補助ということで、新規就農事業ですね。とてもいい事業だと思っております。これについて、平成26年度は2名の方が申し込みをしているということですけど、ほかにも申し込みがあったのかどうかですね。2名以外にもですね。

それから、今帰仁村として県の事業計画をしていく場合に、何名までできると。1,000万円以内で何名までできるということで、そういうふうな制約が県から求められているのかどうかですね。それを確認したいと思います。それから、この2名の方が今回補助を受けるということですけど、それについて申し

込みをしたら全員ができるのかですね。これは全員受けられる事業なのか。それから、申し込みがですね、あまりない状況なのか。新規就農ですね。できれば新規就農がたくさんいて、多く村の農業の発展のためにいたほうがいいんですけど、その新規就農をしたいという申し込みの状況ですね。それがどれぐらいあるのかどうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの兼次幼稚園の天井剥落修理工事ですけど、今は本当に応急措置で二、三年という状況であるよということでありまして、それをもっと全体をぜひ確認をしていただいて、これがほかにも修理箇所があるのかどうかですね。といいますのは、これは幼稚園児の子供たちの安全にかかわる大変重要なことでもありますし、それから先生方もですね。そういうことで、ぜひ確認をしていって、これが必要であるのかどうかですね、もっと大きな規模のものがあるか確認をして、安全安心のためにやる必要があると思いますが、そこのほうについて教育長は当然見ていると思いますが、村長の先ほどの答弁漏れありましたが、村長も一緒になって確認をし、この大規模修理が必要なかどうか、そういうことに取り組む考えがあるのかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず、新規就農者が何名ほどいるかということにつきましてですけれども、今、詳しいこの新規就農者ですね、何名が申し込みをして何名が新規就農に該当したか、詳しい資料を持ち合わせていませんので、後ほどその詳しい資料については提供でよろしいでしょうか。あと、その事業につきましては、年間の年間従事日数が150日以上で、年齢がおおむね65歳未満の者で農地を取得、賃借する見込みがあり、農業経営に参画している者。基本となるのは、今帰仁村の地域農業マスタープランへ位置づけられている方ですね。今、その中に位置づけられている方は、現在91名ございまして、その中から5年以内の農業従事者ということで、また枠が絞られてきます。この事業につきましては、農業をして5年以内の方が対象ということになっています。その事業の募集につきまして、このマスタープランに位置づけられた91名の中から5年以内の農業従事者の方々に、その事業があるんですけど受けますかということの中で、2人が絞られたということで聞いております。あと、県の枠としましてはですね、各市町村割り当てがありまして、今帰仁村の場合は2人だということ聞いておりますので、事前に県との調整も必要とありますので、今後ですね、希望者がいればできるだけ多くの方がその事業を受けられるようにですね、県とも詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。

兼次幼稚園の修理につきましては、この天井の剥落について、コンクリート内の鉄筋がですね、さびによって膨張しての剥落でございますので、これは毎年こまめに点検をして、修理が必要な部分については修理をしていくということを想定しています。今、兼次幼稚園もですね、村内のほかの幼稚園も含めまして、建築から三十数年経過していますので、新規の建てかえも想定する時期でございますので、大規模な改修工事というのは今は想定しておりません。新たな幼稚園施設ですね、その辺の新築も含めまして今、検討しているところでございますので、今のところ大規模な改修ということは想定しておりません。以

上です。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

兼次幼稚園の剥離の関係での修理の関係であります、先ほど担当課長、そして教育長から答弁のあったとおりでございます。今後、大きいそういう改修というのがある場合にはですね、調整をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 先ほどですね、青年就農者が何名いるかということで、今、資料を持ち合わせておりませんということで答弁をしましたがけれども、人・農地プランの地域のマスタープランの中で91名という中の15名が青年就農給付金の開始があったということで、農業を始めた方が15名いるということで、今、把握をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 新規就農についてはこれがぜひですね、この15名の方々が今後やっていけるように、取り組みをやっていただきたいと思います。それと、こういう事業があるということでの広報ないし、あるいは各字の常会なり、そういうことでの広報活動を村民に十分わかっていただくような広報活動を考えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、兼次幼稚園の件ですけど、教育長からありましたけど、今、お聞きして、なるほどなと思いましたが、これの修理が今はもう本当に相当30年以上の年数がたっていますので、幼稚園が。それを建てかえの時期もそろそろ見据えているということであればですね、そこをまた勘案して、当面の修理をしていくということでもよろしいんじゃないかと思います。そういう意味では、ぜひまた、新規に建てるものをすぐ二、三年というわけにはいかないと思いますので、中期的にでも幼稚園の建てかえについて、財政含めて検討をしていただくようにしたらいいんじゃないかと思いますので、検討していただきたいと思います。それと、それに関連しますけど、ほかの小学校、幼稚園ですね。あるいは小学校なりについて、そういう危険箇所があったり、あるいは修理の必要があるかどうか、再度、点検・確認をですね、もちろん学校の先生方も交えて点検するお考えがあるかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

沖縄県新規就農一貫支援事業の募集等についてですね、村民に周知をもう少し図ってもらえないかということでございますけれども、青年新規就農給付金事業につきましてはですね、広報等を活用してやっているところでございますけれども、今回のこの事業につきましてはですね、先ほど申し上げました、人・農地プランの今帰仁村の今後の地域の中心となる経営体が対象となります。その中でも農業を始めて5年以内の方が対象になりますので、その方々に文書等で、この事業についてどうですかということと、あと、農協の指導員、営農指導員を通じて、枠は限られた枠しかございませんので、そういった方法で今回は募集をして決定したところでございます。今後についてはですね、村のホームページ、それから広報等で年度初め等に募集をかけて、もう少し枠が広げられるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

園舎の工事に伴いますその他、ほかの学校関係の点検につきましては、基本的には学校のほうで重点的に点検をしてもらうのが年に一度ございます。それとあわせて、その都度ふぐあいが見つかったときには、教育委員会のほうに報告をしてもらって、補正予算で対応しているという状況になります。ほかの幼稚園も建築年が古いものですから、そういう点検項目といたしますか、傷みのあるところを随時直してきているところがございます、また、そういう危険といたしますか、例えばドアのふぐあいとかですね、そういうところの細かいところも含めて学校のほうから要望書をもって予算化をして修繕をしているという状況にあります。今後とも、特に危険箇所、緊急性の高いものについては対応を速やかにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時52分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 平成26年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 平成26年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「報告第10号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について、提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第10号

#### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成26年10月21日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

### 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	村道与那嶺諸志線道路改築工事（2工区）
議決された契約の金額	¥52,488,000
専決処分した契約の金額	減額¥ 2,311,200

理由

設計変更に伴う減額のため専決処分とする。

平成26年9月24日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに工事請負契約変更契約書が添付してございますので、お目通しを願います。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第5.「意見書第5号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即事中止を求める意見書」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君

意見書第5号

平成26年10月21日

今 帰 仁 村 議 会

議長 東恩納 寛 政 殿

提出者 與 儀 常 次

賛成者 與那嶺 透

辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の  
即事中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の  
即事中止を求める意見書

安倍内閣は、沖縄県民の圧倒的多数が反対し、地元の名護市長が反対している名護市辺野古への米軍新基地建設に着手し、海底のボーリング調査を8月18日に強行した。

抗議する県民を敵視し、キャンプ・シュワブ第1ゲート前では、防衛局職員、警察、民間警備会社まで総動員して、公道には危険な山形の鉄板まで設置している。また海上では、立入禁止水域のブイ（浮標）やフロート（浮き具）も強行設置、海上保安庁の巡視艇やゴムボートを大量動員させ、漁船やカヌーで抗議する人たちを威圧、一時拘束して強制連行するなど抗議する県民を締め出している。まるで戦後の米軍占領時代に銃剣とブルドーザーで住民を追い出して、土地を奪った米軍のやり方と同じである。

海上での立入禁止区域の拡大も、日米地位協定に基づく施設・区域の提供や使用条件の変更は本来、米軍の使用のために行うものであり、今回のような日本政府が行う埋立工事のために立入水域を拡大することは、同協定の目的からも逸脱したものである。

去年1月18日、41市町村長・議会議長、県議会各会派の代表者などが署名して、安倍首相に建白書を提出した。この建白書は、「オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」というオール沖縄の願いをまとめあげたものである。しかし、安倍内閣はこの建白書を受け取りながら、これを全く無視して埋立工事を強行したことは、民主主義をじゅうりんし、沖縄県民の尊厳を踏みこむものであり到底容認できるものではない。怒りを込めてこの暴挙を糾弾する。

沖縄県民は、戦後の米軍占領時代の苦難の歴史の中でも決して屈服せず、基地のない沖縄を目指して闘ってきた。今回の安倍内閣の新基地建設のための工事強行着手に厳重に抗議し、下記のことを要請する。

記

- 1 海底ボーリング調査など、辺野古新基地建設のための工事を直ちに中止すること。
- 2 陸上、海上での県民の正当な抗議行動への弾圧、過剰警備を直ちにやめること。
- 3 第1ゲート前の危険な山形の鉄板と、海上ブイ、フロートなどを撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、  
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これより「意見書第5号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即事中止を  
求める意見書」を採決します。

この採決については、山城 太議員外1人から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名  
投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に與儀常次議員と座間味 薫議  
員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記  
載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、  
会議規則第84条の規定により「否」とみなします。

投票用紙をお配りいたします。

(投票用紙配布)

○ 議長 東恩納寛政君 投票用紙の配布漏れはありませか。

(「配布漏れなし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○ 議長 東恩納寛政君 「異常なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

○ **事務局長 小那覇安啓君** 1番 與儀常次議員、2番 上原祐希議員、3番 與那嶺 透議員、5番 與那勝治議員、6番 吉田清尊議員、7番 玉城みちよ議員、8番 與那嶺好和議員、9番 山城 太議員、10番 久田浩也議員、11番 座間味 薫議員。

○ **議長 東恩納寛政君** 投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」の声あり)

○ **議長 東恩納寛政君** 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

與儀常次議員及び座間味 薫議員、開票立会人をお願いします。

(開票)

○ **議長 東恩納寛政君** 開票の結果を報告します。

投票総数10票

有効投票10票

無効投票0票

有効投票のうち、賛成8票、反対2票うち白票1票です。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって「意見書第5号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即事中止を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開けます。

(議場開鎖)

○ **議長 東恩納寛政君** これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第5回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後0時12分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與那嶺 透

署名議員 與 那 勝 治